

## 選挙年齢の引き下げ

中垣 芳隆

今年 6 月、選挙権年齢を現在の 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げる改正公職選挙法が、参院本会議で全会一致で可決、成立した。昨年 6 月に国民投票法が改正され、憲法改正の是非を問う国民投票の投票権年齢が 18 歳以上に引き下げられた。その付帯決議にある、選挙権年齢の引き下げも「2 年以内を目途に、法制上の措置」をとると記されたことを受けたものである。

来年夏の参院選から適用され、18、19 歳の約 240 万人が新たに有権者になる。18 歳に引き下げられる対象となるのは、衆院選と参院選、地方自治体の首長と議会の選挙に加え、農業委員会委員の選挙など。最高裁判所裁判官の国民審査や、地方自治体の首長解職や議会解散の請求（リコール）などを受けて行われる住民投票の投票資格も、同様に 18 歳以上になる。

このことに伴い、三年生がその対象人口となる高等学校には、これまで以上に生徒達の政治参加への意識を高める教育の充実が求められることになる。国は高校生向けの副教材をつくって配る方針らしいが、生徒達が関心を寄せる題材を教えるにあたって、学校における「政治的中立性」の確保がこれまで以上に注目を集めることになろう。

「中立性」が問題とされた最近のケースをネットから引き出してみると、北海道立高校 2 校において、憲法教育の一環で、集団的自衛権を題材に弁護士を呼んで行った授業が、道議会で取り上げられた。

山口県立柳井高校では、現代社会の学習指導要領に沿って、「平和主義と我が国の安全」という内容で授業が行われた。安全保障関連法案についての朝日新聞と日本経済新聞の記事を読み比べ、論点などを整理した上で、グループごとに議論。その結果を発表し合い、最も説得力があると感じたグループに投票した。生徒たちからは「今まで以上にニュースや新聞を見ようと思う」「来年選挙があれば投票する」などの感想が出たらしい。

ところが県議会で、議員が「特定の記事を教材に投票までしたのは政治的中立性に欠ける」と指摘。浅原司教育長は「配慮不足だった」と答弁とある。

しかし教育基本法は「良識ある公民として必要な政治的教養」の尊重を求めており、本来、政治教育は闊達（かつたつ）に行われるべきはずなのだが、上の 2 例に見られるように、政府に批判的な見解は偏向とされ行政指導の対象となると、学校は身近な政治問題を扱うことから距離を置くようになるのではないかとの懸念を抱く。

政治に関わる方々には、教師の意見を含む多様な意見を聞く中で、生徒たちが自律的に判断できるようになることで中立性は確保される、ともっと学校を信頼して頂きたいものである。

ただでさえ少子高齢化が進み、若い世代の意見が政治に反映されにくくなっている日本の現状を考えると、18歳で選挙権を手にする日本の若者全員が、「1票という権利を確実に行使することが重要であることの認識を抱く」ことについて学校教育の果たす役割は限りなく大きい。

若者たちには、この社会の、日本の行く末を真摯（しんし）に考え、政治から遠ざかっている上の世代を鼓舞し、巻き込むくらいに、全力で投票行動に臨んでもらいたい。そうすることが、自分たちの「いのち」を大切にす結果をもたらすことになるのだから。

---

(なかがき・よしたか 教授/教員養成センター)

---